

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年10月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。
(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)
公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 1 国名：インドネシア 担当：経済基盤開発部
案件名：ジャワ高速鉄道開発事業準備調査（フェーズⅠ）
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年12月中旬～2015年2月下旬

2 参加要件

海外における高速鉄道建設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月23日から2013年10月25日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月23日から2013年10月28日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年11月15日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 11月下旬

(5) 契約交渉 : 11月下旬～12月上旬

5 業務の目的

インドネシアにおける鉄道はジャワ島及びスマトラ島のみで運行されており、ジャワ島の運行距離は3,425kmである。また、ジャワ島における長距離鉄道の年間乗客数（ジャカルタ首都圏の近郊鉄道を除く）は、2006年から2010年までの5年間で平均約9%と堅調な伸びを示しており、運輸省が策定した「国家鉄道マスタープラン」（2011年4月）では、2030年にジャワ島全体で延べ約8億人/年の鉄道旅客需要を見込んでいる（2012年は約2.5億人）。一方、旅客輸送にかかる鉄道の分担率は約6%と低く、全体の約85%を担っている道路は、都市内道路や都市間の高速道路の渋滞が年々深刻さを増しているため、鉄道へのモーダルシフトが期待されている。インドネシア政府は、ジャワ鉄道網の輸送力強化を図るため、電化及び複線化・複々線化を進めてきているが、航空、道路との競争において鉄道が適切な輸送分担を担うためには、在来鉄道の改良に加え、高速鉄道の整備に基づく都市間連携のための更なる交通ネットワークの強化検討が急務となっている。

インドネシア「中期国家開発計画」（2010-2014）では、運輸セクターにおける開発目標として 交通インフラ整備及び輸送容量の拡大、交通インフラへのアクセス向上、交通インフラに係る安全面の向上、交通サービスに係る制度の再構築、気候変動（緩和策、適応策）への対策が掲げられており、特に鉄道セクターにおいては、鉄道ネットワークの強化の必要性が挙げられている。また「国家鉄道マスタープラン」のジャワ島における鉄道整備計画においてジャカルタ～スラバヤ間の高速鉄道が主要事業の1つとして挙げられている。インドネシア政府は、ジャカルタ～スラバヤ間（約733km）の高速鉄道整備にあたり、投資規模、採算性、経済・財務面に鑑み、ジャカルタ～バンドン間（約150km）の高速鉄道整備事業（以下「本事業」と記載。）を第一期整備区間として先行整備する方針を打ち出し、2013年3月に本事業の実現可能性に関する調査を要請した。2013年5月には我が国外務省とインドネシア政府との間で協議議事録（Minutes of Meeting：M/M）が締結、また2013年10月にはJICAと実施機関との間でTORに関する協議議事録が署名されている。

本業務は本事業の必要性、妥当性及び実現可能性を確認の上、適切な事業計画を策定し、概略事業費を算出することを目的として実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

ジャカルタ特別州及び西ジャワ州

(2) 相手国関係機関

経済担当調整大臣府（EKUIN）、国家開発企画庁（BAPPENAS）、運輸省鉄道総局（DGR）、ジャカルタ特別州（DKI）、西ジャワ州（WJP）、環境天然資源省（KLH）、農業水産省（MOA）及び林業省（MOFO）

(3) 業務の内容

1) プロジェクトの背景・経緯の確認

2) インセプション・レポートの作成、協議

3) 需要予測（ジャカルタ-バンドン及びジャカルタ-スラバヤ。但しスラバヤまでは機関分担率の修正程度）

・METI-F/S等の需要予測手法・結果のレビュー

・METI-F/S以外の既存の交通調査、交通データの活用検討

- ・必要に応じてジャカルタ首都圏 バンドン都市圏間旅客流動調査の実施
 - ・利用意向調査 (Willingness to Pay) の実施
 - ・本事業の需要の推計
 - 4) 代替案の設定及び検討
 - ・高速鉄道導入の妥当性を確認することを目的とした代替交通機関の検討
 - ・高速鉄道における代替案の設定 (対象路線及び駅位置、構造形式、技術スペック)
 - 5) 概略事業費の算出 (ジャカルタ-バンドン及びジャカルタ-スラバヤ。但しスラバヤまでは単価×キロ程度)
 - 6) 代替案の比較検討、選定基準の設定及び最適案の選定
 - ・需要
 - ・技術的側面による実施可能性
 - ・経済・財務面 (各代替案の概略事業費を含む)
 - ・環境・社会配慮面
 - ・運輸セクターに係る上位計画との整合性
 - 7) インテリム・レポートの作成・説明及び協議
 - 8) 路線計画の詳細検討
 - 9) 自然条件調査
 - ・環境アセスメント調査
 - ・地質調査
 - ・交通量調査
 - ・用地取得・住民移転調査
 - ・地形調査
 - 10) 環境社会配慮
 - 11) 事業効果の算定
 - ・運用・効果指標の算出
 - ・定性的効果の設定
 - ・経済・財務内部収益率 (EIRR・FIRR) の算出
 - ・本事業のイメージ動画の作成 (但し、本業務はインテリムレポート完成と同時期とする)
 - 12) 事業実施体制、事業スキーム及び事業実施にあたっての留意点の検討
 - 13) プロジェクト実施スケジュール
 - 14) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討
 - 15) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議
 - 16) ファイナル・レポートの作成
- 7 成果品等
- (1) インセプション・レポート (IC/R) (2013年12月下旬)
 - (2) インテリム・レポート (IT/R) (2014年7月中旬)
 - (3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) (2014年12月中旬)
 - (4) ファイナル・レポート (先行公開版) (Pre-F/R) (2015年2月中旬)
 - (5) ファイナル・レポート (要約版) (F/R Summary) (2015年2月中旬)
 - (6) ファイナル・レポート (F/R) (2015年2月中旬)
 - (7) デジタル画像集 (2015年2月中旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1) 総括 / 高速鉄道計画 (評価対象予定者)
 - (2) 高速鉄道建設 (評価対象予定者)
 - (3) 高速鉄道システム (評価対象予定者)
 - (4) 都市・地域開発
 - (5) 交通需要予測
 - (6) 地質・地形調査
 - (7) 土木施設
 - (8) 軌道構造
 - (9) 建築 (駅施設及び設備機械)
 - (10) 電力
 - (11) 信号・通信
 - (12) システム (運行管理・AFC等)
 - (13) 車両基地
 - (14) 車両計画/運転計画
 - (15) 事業費積算
 - (16) 経済・財務分析
 - (17) 事業スキーム/資金調達計画
 - (18) 法制度・技術基準
 - (19) 環境社会配慮 (社会環境)
 - (20) 環境社会配慮 (自然環境)

(2 1) 業務調整 / 高速鉄道計画補助

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- ・本業務（フェーズI）においては本事業の必要性及び妥当性等が明確になり、かつ日尼両国政府間全ステークホルダーにて事業実施に係る合意形成がなされた場合、次のステップとして事業資金スキーム、事業効果、実施体制及び運営維持管理体制等も含めた本格的なフィージビリティ調査を「フェーズII」として実施する予定です。
- ・先方とのインテリム・レポート協議においてインドネシア側の意思決定がなされない場合には、路線の詳細検討以降の業務は実施しない予定です。
- ・当機構は本業務に関して有識者を含む国内支援体制を構築し、各種レポート作成など要所所で各種会議や打合せの場を設定し、外部アドバイザー等から意見を聴取する予定です。受注者は前述の会議等において調査方針、報告書案及び調査結果等について説明、報告し、外部アドバイザー等からの意見を踏まえ、報告書案の修正など必要な対応を行っていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。